静岡県教育委員会訓令甲第3号

 本
 方

 各
 教
 育
 機
 関

 各
 県
 立
 学
 校

静岡県教育委員会文書管理規程(平成13年静岡県教育委員会訓令甲第2号)の一部を次のように改める。 令和3年3月30日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

改正前					改正後				
別表第 1	(略)				別表第1	(略)			
種別	番号	課名等	課名等の		種別	番号	課名等	課名等の	
			頭字					頭字	
本庁	庁 (略)				本庁	(略)			
	11	<u>I C T 教育推</u>	<u>教政 I</u>			11	幼児教育推進	教義幼	
		進室					<u>室</u>		
	12	人権教育推進	教政人			12	新図書館整備	教社新	
		<u>室</u>					<u>室</u>		
	<u>13</u>	幼児教育推進	教義幼						
		<u>室</u>							
	<u>14</u>	全国高校総体	教健全						
		推進室							
(略)					(略)				
教育機関	(略)				教育機関	(略)			
(県立学	6	総合教育セン	総教生		(県立学	6	総合教育セン	総教企	
校を除く		ター生涯学習			校を除く		<u>ター企画・ I</u>		
。)		<u>企画課</u>			。)		C T推進課		
(略)						(略)			
(略)					(略)				
特別支援	23	(略)			特別支援	23	(略)		
学校					学校	<u>24</u>	静岡県立伊豆	伊特	
							の国特別支援		
							<u>学校</u>		
						<u>25</u>	静岡県立浜松	浜み特	
							<u>みをつくし特</u>		
							別支援学校		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この訓令甲は、令和3年4月1日から施行する。